

## 令和4年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名: 北海道

農業委員会名: 旭川市農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)

## 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和 2 年 7 月 30 日

任期満了年月日 令和 5 年 7 月 29 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	37	37
認定農業者	—	30
認定農業者に準ずる者	—	5
女性	—	5
40代以下	—	2
中立委員	—	2

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	0	0	0

## 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	1,116
農業経営体数	902

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	2,247
女性	1,102
40代以下	899

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	709
基本構想水準到達者	57
認定新規就農者	7
農業参入法人	0
集落営農経営	1
特定農業団体	0
集落営農組織	1

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計			
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	10,700	3,030	—	—	—	13,730

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の目標

### 1 最適化活動の成果目標

#### (1) 農地の集積

##### ① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	13,730 ha	12,546 ha	91.4 %
課題	農業者の高齢化や後継者不足に伴い、農地処分の増加が今後も見込まれることから、人・農地プランにおける地域の話し合い結果を参考にしながら、担い手への利用集積と分散した農地の集約化を図る必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

##### ② 目標

農地の集積の目標年度	令和5年度	集積率	92.0 %
今年度の新規集積面積	58 ha	農地面積(C)	13,700 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	12,604 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	92.0 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

#### (2) 遊休農地の解消

##### ① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	0.9 ha	0.9 ha	0 ha
課題	高齢化や担い手不足等による農業従事者の減少傾向が続くことにより、今後も条件不利地での遊休農地発生のほか、相続による農地の権利分散及び非農家の所有による不耕作化が懸念される。		

##### ② 目標

###### ア 既存遊休農地の解消

###### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0.9 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.18 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

###### b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	

###### イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.0 ha
---------------------------	--------

### (3) 新規参入の促進

#### ①現状及び課題

現状	令和元年度新規参入者	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者
	3 経営体	1 経営体	1 経営体
	6.5 ha	5.0 ha	2.8 ha
課題	各地区協議会や関係機関と早期の段階から情報共有を図るとともに、新規参入者の営農計画に合った別段面積の設定方法を検討し、新規参入者の増加につなげる必要がある。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

#### ②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	1,344.9 ha	1,237.3 ha	1,691.4 ha	1,424.6 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			142.5 ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

## 2 最適化活動の活動目標

### (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	37 人
		農地利用最適化推進委員の人数	0 人

### (2) 活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回	
取組時期	取組項目	強化月間の内容
4月	③	新規参入検討段階の情報を各地区協議会及び事務局で共有することで、年度内での新規参入実現に向けた意思統一を図る。
6月～8月	②	各地区協議会単位で利用状況調査を実施し、農地の遊休化、荒廃化、違反転用を未然に防ぐ。
11月～12月	①	次年度の耕作に向けた農地集積に関する情報を各地区協議会及び事務局で共有し、円滑な農地集積を目指す。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

### (3) 新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	2 回		
開催時期	未定	相談会名	未定
参加者数	10名	開催場所	未定
相談会の内容	東旭川地区の新規就農予定者に対する研修状況と就農準備の報告を行う。		
開催時期	未定	相談会名	未定
参加者数	10名	開催場所	未定
相談会の内容	東旭川地区の新規就農予定者に対する青年等就農計画の認定について協議する。		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)